

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等について

今般、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において取りまとめ、パブリックコメントに付そうとしている「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「ガイドライン」の改訂案においては、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標を45%に増やすとともに、これに伴う追加備蓄について都道府県に要請する旨が記載されている。

このことについては、10月23日開催の「厚生労働省と全国知事会との定期協議」において、全国知事会から厚生労働省に対し、新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり国家的な危機管理の問題であり、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についても、本来国で必要量全てを確保すべきであること等を申し入れている。また、11月21日に厚生労働省において開催された「抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に関する都道府県担当者会議」においても、都道府県への追加備蓄を要請する厚生労働省案に対し、地方として対応できない旨を伝えているところである。

以上から、下記について、改めて強く申し入れる。

記

- 1 行動計画及びガイドラインの改訂案をとりまとめる場合は、抗インフルエンザ薬の追加備蓄について都道府県に要請する旨の記述は削除するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、国の負担と責任のもとで実施すること。
- 2 新型インフルエンザ対策については、国家的な危機管理の問題として早急に対策の全体像を明らかにするとともに、必要な法整備や財源措置を行うこと。また、行動計画及びガイドラインの改訂については、各都道府県から別途提出している「新型インフルエンザ対策行動計画(改訂案)及び新型インフルエンザ対策ガイドライン(案)に対する意見」(11月14日)も踏まえ、十分な検討を行うこと。

平成20年11月27日

全 国 知 事 会